

第1回 北浜北小学校学校運営協議会

令和8年5月28日(木) 13:15~15:15

場所: 多目的ルーム

学校教育目標

『夢に向かって 輝き合う子』

【式次第】 司会: 教頭

※開催要件(過半数の出席)確認

- 1 校長あいさつ
- 2 新規運営協議会委員任命書の交付
 - (1) 委嘱書交付 (校長)
 - (2) 自己紹介
- 3 浜松市学校運営協議会規則確認
- 4 授業参観(13:35~14:00)
- 5 会長・副会長・議長の確認・選出
- 6 前回会議録、令和7年度協議会自己評価の確認
- 7 熟議(14:00~15:15) 司会: 金子会長
 - (1) 学校経営構想について(校長)
 - (2) いじめ対策基本方針(生徒指導主任・主幹)
 - (3) 今年度の活動について
 - ①学習支援ボランティア(中田)
 - ②クラブ活動の講師(中田)
 - ③広報活動(中田)
 - (4) 夢育やらまいか事業に対する意見書について(教頭)

8 連絡事項

(1) 今後の予定

会合	月 日	時 間	主な内容
第2回	7月23日(木)	13:15~15:15	子供たちの様子から今後の取り組み
第3回	10月13日(火)	13:15~15:15	学校支援ボランティアについて
第4回	2月 4日(木)	13:00~15:00	R8年度の学校経営方針

(2) 第2回学校運営協議会の議長について

(3) その他

- ①災害時の引き渡しについて
- ②校服(ポロシャツ)について
- ③浜松市教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

【参加者】

会 長	金子 善久
委 員	鈴木 恵子
委 員	中村 重俊
委 員	大石 篤郎
委 員	加藤 隆男
委 員	和田 澄香
委 員	山本 美和
委 員	服部 美保
オブザーバー（北浜南部協働センター）	松野 聖
学校支援コーディネーター	中田 佳奈江
学校支援コーディネーター	金子 明
学校支援コーディネーター	遠藤 小百合
校 長	袴田 洋史
教 頭	齋藤 隆治
主幹教諭	工藤 麻耶
C S 担当教職員	加藤 智章
C S ディレクター	谷口 由紀子

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

改正 令和7年3月26日浜松市教委規則第6号

改正 令和8年3月23日浜松市教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(令7教委規則6・一部改正)

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民

等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(令8教委規則1・一部改正)

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年度 第4回 北浜北小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年2月10日（火） 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 北浜北小学校 1階 家庭科室
- 3 出席委員 金子 善久、中村 重俊、鈴木 恵子、神谷 紗千恵、本間 洋子、大石 篤郎、加藤 隆男、原田 あゆみ、和田 澄香
- 4 欠席委員 なし
- 5 オブザーバー 齊藤 秀雄（北浜南部協働センター）
- 6 学校支援コーディネーター 中田 佳奈江、金子 明
- 7 学 校 袴田 洋史（校長）、吉田 寿礼（教頭）、工藤 麻耶（主幹教諭）、加藤 智章（CS担当教職員）、谷口 由紀子（CSディレクター）
- 8 傍聴者 1人
- 9 会議録作成者 CSディレクター 谷口 由紀子
- 10 議長の選出

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、本間委員が、本日の議長を務めることを申し出、全員異議なくこれを承認した。

11 協議事項

- （1）本年度の学校評価から
- （2）来年度の学校運営方針の説明
- （3）来年度の教育課程について
- （4）学校運営協議会の自己評価

12 会議記録

司会から、委員総数9人のうち9人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

（1）本年度の学校評価から

議長の指示により、主幹教諭から、別紙資料に基づき説明があった。

委員からは、以下の発言があった。

・学校運営協議会が設置されている学校の事を、コミュニティ・スクールというそう
だ。保護者へのアンケートの結果ではCSの認知度が低い、CSの活動はできている
と思っている。活動自体を知っている、それがCSの活動だとは知らないだけだ
と思うので、アンケートにCSの活動を知っているかの設問を載せるのをやめるのは
どうだろう。（金子会長）

→設問のところに、CSはこういう活動だと載せるのもいいかもしれませんね。（教頭）

・「コミュニティ・スクール」のような横文字ではなく、地域と学校の…のような日本語の方がわかりやすいのではないだろうか。（加藤委員）

(2) 来年度の学校運営方針の説明

議長の指示により、校長から、プレゼンテーションと別紙資料に基づき説明があった。

委員からは、以下の発言があった。

- ・先ほどA Iが作ったプレゼンテーションを見たが、来年度の重点の合言葉は、A Iと学校のどちらが考えたものなのか。(本間委員)
→考えたのはA Iではなく、子どもたちの様子や先生方の指導などを見て、決めました。今年度と来年度の合言葉は、子どもたちが主体的にできるようになるためのもので意味としては一緒です。(校長)
- ・人と関わってきた事により、人付き合いや考え方など、人生が豊かになったように感じる。子どもの時はわからなかったが、人と関わるというのは大事なのだなと大人になって感じる。(本間委員)
- ・CSの活動も開始から5年たち、学校・保護者・地域の方の三者の関わりをより深めるため、よりたくさんの人に会合に参加してもらい活動の場を広げ、関わりを深めていきたいと思っている。(金子会長)

(3) 来年度の教育課程について

議長の指示により、主幹教諭から、別紙資料に基づき説明があった。

委員からは、以下の発言があった。

- ・クラブと委員会は、5・6年生だけの活動か。(神谷委員)
→クラブ活動は4年生から、委員会活動は5・6年生が行っています。(主幹教諭)
- ・低学年は、金曜日も5時間授業か。(鈴木委員)
→そうです。金曜日は、1・2・3年生が5時間授業になっています。(主幹教諭)

(4) 学校運営協議会の自己評価

議長の指示により、教頭から、別紙資料に基づき説明があり、委員全員で確認した。

連絡事項として、中田コーディネーターから、別紙資料に基づき、ボランティア活動の振り返りについて説明があった。

教頭からは、夢育やらまいか事業に対する意見報告書について説明があった。

その他報告事項等

熟議の前に、午後1時35分から午後2時00分まで授業参観を行った。

(様式1)

学校番号 (小077)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(北浜北小) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

学校教育目標「夢に向かって輝き合う子」のもと、保護者・地域とのつながりと子どもたちの成長につながる活動の提案。クラブ活動の講師・ボランティア・あいさつ運動への参加強化やCSの周知。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

学校から分かりやすい説明があり、協議会として教育目標を共有することができ、それぞれの立場からの意見交換や相談をしたりなど熟議することができた。

ビオトープの整備に動き、50周年イベントの子供たちの発表ではビオトープ活用の話もあり、成果を感じられた。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

1年間の教育活動には、多くの保護者やボランティアの方が側面から関わっており、子供たちがいろいろな人間性に触れることができるため、更に支援活動が充実するように話し合いを深めた。ビオトープや校服・体操服のあり方など、実際の様子を見ながら意見を出し合い、また、持続可能なボランティア活動のため、人材バンクやボランティアマニュアルの作成も行った。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

校内にCSの掲示コーナーの設置したり、コミスク通信の発行を定期的に行い、保護者や地域の方に情報発信を行った。年々少しずつ周知されてきたと思うが、まだ認知度は低いと思うので、今後も発信し、浸透を図っていけばよい。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

CSの認知度の向上や、ボランティア活動の更なる活性化。主体的に活動する子どもたちの育成を目指し、より良い学校生活のため、多角的に協議・提案しながら、話し合いの結果を「かたち」にするための熟議をしたい。

浜松市立北浜北小学校いじめ防止基本方針

浜松市立北浜北小学校

浜松市立北浜北小学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	4
1	いじめの定義	4
2	いじめの理解	4
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	5
	(1)いじめの未然防止	5
	(2)いじめの早期発見	5
	(3)いじめへの対処	6
	(4)地域や家庭との連携	6
	(5)関係機関との連携	6
第2	いじめの防止等のための対策	6
1	いじめの防止等のための組織	6
	(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	6
	(2)いじめの防止等における教職員の役割	7
	(2)いじめの未然防止	9
	(3)いじめの早期発見	10
	(4)いじめに対する措置	11
	(5)関係機関との連携	12
	(6)学校における教育相談体制の整備	12
	(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	12
	(8)いじめが「解消している」状態	12
	(9)「浜松市立北浜北小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	13
3	地域や家庭の役割	13
	(1)地域の役割	13
	(2)家庭の役割	13
第3	重大事態への対処	14
1	重大事態の意味	14
	(1)生命心身財産重大事態	14
	(2)不登校重大事態	14

(3)子供や保護者からの申立て	14
2 重大事態の調査組織.....	14
3 事実関係を明確にするための調査の実施.....	15
4 調査結果の提供及び報告	15
5 その他の留意事項.....	15

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(以下「校内いじめ対策委員会」という。)を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。

- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの意味を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

(3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③「子供の健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
- 多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など)と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立北浜北小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要(令和4年12月文部科学省。)」を理解し、「浜松市立北浜北小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

1 いじめの防止等のための組織

(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等

- ・校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員（いじめ対策コーディネーター）、学年主任、養護教諭、学級担任
 - ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させる。
 - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任、関係の深い教職員を追加する。
- 毎月1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- 重大事態（法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

(2)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立北浜北小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 主幹教諭 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導担当教員 **兼 いじめ対策コーディネーター**
: いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員
: 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター
: 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。
- コ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

・2 いじめの防止等に関する取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
児童	入学式 始業式 学活 ・人間関係づくり (GE) 授業開き ・ルール確認 ふわふわタイム ・ピアタイム 学級目標 年間めあて (CP)	1年生を迎える会 ふわふわタイム ・いじめ予防 生活アンケート 縦割り清掃開始 運動会 振り返り(CP)	ふわふわタイム ・命の集会について 縦割り遊び 学活 ・命の大切さ 道徳 ・生命尊重 命の集會 生活アンケート	ふわふわタイム ・いじめ予防 ・ピアタイム 学活 ・1学期振り返り (CP) ・個人面談 (全員) 終業式 ・夏季休業過ごし方	始業式 学活 ・人間関係づくり (GE)	ふわふわタイム ・ピアタイム 縦割り遊び 生活アンケート	林間学校	修学旅行 ふわふわタイム ・ピアタイム 生活アンケート	ふわふわタイム ・ピアタイム 縦割り遊び 持久走記録会 ・振り返り(CP) 終業式 ・冬季休業過ごし方 学活 ・2学期振り返り (CP) ・個人面談 (全員)	学活 ・人間関係づくり (GE) ふわふわタイム ・ピアタイム ・いじめ予防	生活アンケート ふわふわタイム ・ピアタイム 6年生を送る会 縦割り遊び	道徳 ・感謝 学活 ・3学期振り返り (CP) ・個人面談 (全員) 終業式 卒業式
教職員	いじめ対策委員会（毎月）＜全職員＞											
	校内研修 ・基本方針 ・組織	研修 ・生徒理解 ・1学期の取組	研修 ・発達支援教育 小中連絡会	研修 ・教育相談 のやり方	幼小中 合同研修 ・情報共有研修 ・方針見直し	研修 ・生徒理解	研修 ・事例検討	研修 ・発達支援教育	アンケート実施 ・生徒指導	研修 ・いじめ対策見直し	研修 ・今年度の取組の振り返り ・次年度の取組	小中連絡会 保幼小連絡会
地域者護保	入学式 PTA 総委員会 学校運営協議会 参観会 PTA 総会 教育相談 (全員)	運動会	学校運営協議会	教育相談 (全員)		参観会・懇談会	学校運営協議会		持久走記録会 教育相談 (希望制)		参観会・懇談会 学校運営協議会 幼少連絡会	親子美化活動 新入生情報交換会

※GE:構成的グループエンカウンター CP:キャリア・パスポート ふわふわタイム:ピアサポート、いじめについての動画視聴

(2)いじめの未然防止

学校教育目標「夢に向かって 輝き合う子」の具現化を目指し、「主体的に活動する子の育成」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

具体的な取組

・「命の集会」

みその委員（児童会）が中心となり、学校で起こりそうないじめの場면을低・中・高学年別に考える。その場面について、各学級で解決策を考える。

・「生命尊重の道德の授業」

命の大切さをテーマにした道德の授業を全学級行う。

- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見えていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立北浜北小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。

4月 学級活動での学級目標の設定

6月 「命について考える」をテーマにした各委員会の取組

イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。

年間 学級や学年における授業のルールについての児童の話合い

年間 学校行事や校外学習を通じた集団作りとルールの涵養

4月 学級活動において1年間のめあてを設定(キャリア・パスポート)

2学期 授業研究と事後研修(主体的・対話的で深い学びと自己指導能力)

3月 キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定

ウ 子供の豊かな情操と道德心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道德教育の充実

年間 「はままつマナー」を活用した振り返り

年間 「友情・信頼」「公正・公平」「思いやり」をテーマにした道德の授業の実施

6月 「生命尊重」をテーマにした道德の授業と命の集会の実施

2, 3月	「感謝」をテーマにした道徳の授業と6年生と送る会、卒業式の実施
エ	発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援
年間	多様性の理解に向けた縦割り活動による清掃活動、縦割り遊び
4月	縦割りグループでの活動を盛り込んだ1年生を迎える会
6月	「命について考える」児童会活動の実施
2学期	異学年で交流するクラブ活動
2月	縦割りグループでの活動を盛り込んだ6年生を送る会
オ	集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動
年間	朝の会、帰りの会等における「よいこと見つけ」「ひみつの友達」等の取組
年間	ふわふわタイムにピアタイムやいじめ予防教育の実施
年間	道徳や学活の授業や「はままつマナー」を活用したマナーを守る心情の育成
年間	道徳や学活の授業や「はままつマナー」を活用したふわふわ言葉・ちくちく言葉の
年間	想起
年間	構成的グループエンカウンターを用いた仲間づくりの活動

(3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記事等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

- ・定期アンケート調査：学期に1～2回
- ※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

- ・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。
- ・学校で実施する。
- ・回収後速やかに、教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告する。
- ・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。
- ※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

ウ 保存

- ・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

- 個人面談は次のように実施する。
 - ア 実施時期・実施回数
 - ・定期個人面談：7月・12月・3月に全員実施する。
 - ※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。
 - イ 実施方法・検証
 - ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。
 - ウ 記録の保存
 - ・教職員が得た情報を5年間保存する。
- アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。
- 「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。
- 教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。
- 法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

(4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内臨時いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。
- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内臨時いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内臨時いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適

切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。

- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

(5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

(6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

(7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立北浜北小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

(8) いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の3つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること【教師】(少なくとも3か月を目安とする)
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと【子供】
- ③いじめを受けた子供の保護者が、子供が心身の苦痛を感じていないと判断していること【保護者】

(9)「浜松市立北浜北小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立北浜北小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立北浜北小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立北浜北小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立北浜北小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2)家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。

ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること

を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
- ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和7年4月改定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和6年8月改訂版）」により適切に対応します。

1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

(1) 生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ア 自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2) 不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

(3) 子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。

○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

1 学校支援ボランティア活動

種類	NO	名称	活動予定
A 環境 安全	1	交通安全パトロール (4名+13グループ)	毎日の登下校の見守り実施 交通安全リーダーと語る会(6/18)に 参加要請
	2	運動場整備草取り等 (10名)	ボランティア打合せ会(4/16) クリーンアップ作戦に参加(5/14) ビオトープ整備、草取り(9/26) 11月持久走記録会前の石拾い
	3	花壇整備・休日の水やり (14名)	ボランティア打合せ会(4/16) 休日の花壇の水やり(4月～) 教材園の整備(4/25、6/27、8/29)
B 学 習 支 援	4	授業見守り支援(43名)	1年生下校見守り ボランティア打合せ会(4/16) 3年生毛筆指導支援 5年生家庭科調理実習指導支援 4年生のこぎり指導支援 5年生家庭科ソーイング指導支援 2年生町探検支援 5・6年生家庭科ミシン指導支援 2年生図工カッターナイフ指導支援 クラブ活動講師補助 3年生書き初め指導支援 など
	5	その他(2名)	8年度クラブ活動(イラスト)の講師 地域のお話講師
	6	絵本の読み聞かせ (魔法のじゅうたん)	お話し会(児童は希望者参加) 昼休み (6/3、6/12、6/19、7/1) 読み聞かせ 13:05~13:20 (9/9、9/30、11/25、12/2、 1/20)

※ボランティアは、重複登録あり。

2 クラブ活動について

① 令和8年度クラブ講師について

	クラブ名	講師名
1	華道	阿部 真子
2	クラフト	青少年の家講師
3	キッズダンス	常葉大学浜松ダンスサークル（交渉予定）
4	手芸	田沢 彰子
5	囲碁	伊藤 健良
6	パソコン	河合 正博 ・ 松浦 里美
7	工作	つながるプロジェクト（入政建築）
8	科学	理科支援員(1)・浜松 RAIN 房(3)
9	防災サバイバル	河合 洋子
10	バトミントン	金子 敦史
11	イラスト	原田 彩郁
12	モルック	足立幸作
13	タグラグビー	静岡ブルーレヴズ（株） 前半2回のみ

② クラブ活動実施までの事前準備と実施日について

- ・事前打ち合わせ：7月27日（講師と担当職員と内容等の打ち合わせ）
- ・クラブ実施予定（4回）：10/16、10/23、10/30、11/20
14:30～15:30の60分の活動

3 広報活動

- ① コミュニティ・スクールの掲示コーナーを作る。
学校運営協議会委員の皆さんの集合写真を撮影して掲示
- ② コミスク通信の地域回覧と保護者宛さくら連絡網で配信する。（継続）
- ③ 5月1日の学校説明会で、会長がコミュニティ・スクールについて紹介し、協力を呼びかけた。
- ④ 学校支援ボランティア募集ちらしを作成し、地域に回覧すると共に保護者にはちらしを配付する。（継続）

4 子育てについて話そう「あつまろ・すまる」

本校の校内まなびの教室(不登校児童生徒支援の教室)の保護者を中心に、高校・中学校・小学校の保護者が集って子育ての情報交換をする会を、3年前から実施している。(奇数月の第二火曜日 13:00~14:00)

「みんなは子供とどう向き合っているのかな。私の声掛けは、これでいいのだろうか。」など、具体的な話がたくさん出て、時には涙を浮かべながらみんなまで共感しあい励まし合う会になっている。

この会の存在を全校保護者や地域の皆さんにも知っていただき、みんなで子供たちの未来を考えていきたい。(グループ代表：小林和子)

※「すまる」とは？

すべて〇(まる)、すべて受け入れ寄り添いたいという気持ちを表した言葉

実施計画

月	日(火曜日)	時間	参加人数
5月	12日	13:00~14:00	7名
7月	14日	13:00~14:00	
9月	8日	13:00~14:00	
11月	10日	13:00~14:00	
1月	12日	13:00~14:00	
3月	9日	13:00~14:00	



(様式1)

令和7年4月22日

浜松市立北浜北小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 中村 重俊 様

浜松市立北浜北小学校運営協議会長 金子 善久

夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和7年4月18日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

クラブ活動では、地域の人材をクラブ講師として迎え、クラブ活動の充実を図りたい。

そのために、北浜北小学校学校運営協議会としても人材確保に取り組んでいく。

浜松市教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

～あかるく・いきいき・みりょくある 学校創造プラン～

概要版

令和8年3月策定

計画の目的

「価値ある学校」の創造

教育の質の向上

教職員一人一人のライフ・ワーク・バランスの充実
教職員が心身ともに健康的に教育活動に従事



指標・目標

・年次休暇年間取得日数	15日
・時間外月45時間超教員	0人
・時間外年360時間超教員	0人
・総合健康リスク	80未満
・高ストレス者の割合	5%未満
・ワークエンゲージメントの指標*	5Pt以上



* 3つの設問に対しそれぞれ7段階《毎日感じる(6pt)～全くない(0pt)》で回答
「5.0pt」は各設問に対し「1週間に数回感じる」状態

3つの柱に基づく56の取組

I 教職員が働きがいと働きやすさを感じる学校づくり

(1) 家庭・地域への理解促進

① 家庭・地域に対する働き方改革の周知啓発

(2) 教育DXの推進

- ① 勤務サービス・諸手当のシステム化検討
- ② 備品管理システムによる管理の効率化
- ③ デジタルを活用した問題行動対策やいじめ対策の強化
- ④ 統合型校務支援システムの運用
- ⑤ タブレット型端末のロケーションフリー化
- ⑥ 生成AIの効果的な活用
- ⑦ 就学援助申請のオンライン化
- ⑧ 学校給食費等Web口座振替受付サービスの導入・運用
- ⑨ 自動採点システムの導入
- ⑩ 各種報告書等の文書作成の自動化、効率化の検討

(3) 学校・教職員への過剰な要求への対応強化

- ① 浜松市カスタマーハラスメント対策基本方針に基づいた対応
- ② スクールロイヤールの配置
- ③ 学校問題解決に向けた体制強化
- ④ 学校電話機への通話録音、非通知拒否機能等の追加

(4) チーム学校の実現に向けた体制整備

- ① 多様な支援員、補助員の配置
- ② 校務アシスタントの配置
- ③ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置・派遣
- ④ 部活動指導員の配置
- ⑤ 教頭アシスタントの配置
- ⑥ 若手教職員のサポート体制の構築

(5) 負担軽減・業務の効率化の推進

- ① 勤務時間を意識した登下校時間等の見直し
- ② 勤務時間外における電話の自動音声応答
- ③ 連絡アプリを活用した効果的・効率的な情報収集と発信
- ④ 多様な研修機会・形態の設定
- ⑤ 学校に対する調査・照会等の見直しと精選
- ⑥ 学校等への配布物の削減
- ⑦ 各種団体事務及び連絡調整体制の見直し
- ⑧ 学校事務の効率化・適正化による学校運営への参画促進
- ⑨ 学校給食費、学校徴収金に係る事務・徴収管理の見直し
- ⑩ 学校業務に関するマニュアル等の整備

(6) 学校施設等に係る管理の負担軽減

- ① 学校プール施設・設備管理の負担軽減
- ② 学校施設の施設形態スマート化
- ③ ICT機器等の保守・管理委託化
- ④ 学校施設における維持管理手法の検討
- ⑤ 学校開放事業のスマート化

(7) 柔軟な教育課程の編成や指導體制の充実

- ① 柔軟な教育課程の編成・実施に向けた検証
- ② はままつ式30人学級編成の実施
- ③ 小学校における教科担任制の拡充
- ④ チーム担任制の検証



II 教職員の心身の健康保持増進

(1) 安全衛生管理の徹底

- ① 健康診断・ストレスチェックの実施と分析
- ② セルフケア意識向上に向けた研修の実施
- ③ 公務災害の防止
- ④ 安全衛生管理体制の強化

(2) 柔軟な働き方と休暇取得の促進

- ① 年次休暇等の取得促進
- ② 男性育児休業の取得促進
- ③ 長期休業期間における学校閉庁日の実施
- ④ 産休・育休等代替職員の適切な配置
- ⑤ 時差勤務・在宅勤務の環境整備

(3) 相談体制の充実

- ① 産業医等による面接指導
- ② 多様な相談窓口の周知



III 多様な人材・主体との連携・協働

(1) 多様な人材・主体との連携・協働

- ① 学校運営協議会を活用した地域と学校の連携促進
- ② 地域学校協働活動による学校支援
- ③ はままつづくりネットワークセンターの充実
- ④ 保護者・地域・関係機関と連携した登下校の安全確保

(2) 部活動の地域展開の推進

- ① 部活動の地域展開の推進

HAPPY